

令和5年2月9日

栃木市長 大川 秀子 様

栃木市上下水道事業調査委員会

委員長 児玉 博 昭



水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料の見直しについて（答申）

令和4年7月14日付け栃市上総第53号にて諮問のあった「水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料の見直しについて」本委員会で慎重に審議し、委員会としての意見をまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料の見直しについて答申書

水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料の見直しについて

答申書

令和5年2月9日

栃木市上下水道事業調査委員会

1 はじめに

令和4年7月14日付けで栃木市長より「水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料の見直しについて」、本委員会に諮問があった。

上下水道事業は、地方公営企業法による「独立採算の原則」に基づき、上下水道利用者からの料金収入によって運営していく必要がある。さらに、上下水道は市民生活の重要なライフラインであり、大規模地震、大型台風などの災害時でも、市民生活を守るため、継続して事業を行う必要がある。将来にわたり持続可能な上下水道サービスを提供していかななくてはならないが、近年では、人口減少、節水機器の普及などによる水需要の減少により、事業収益が減少する一方、施設の老朽化が進み、その更新費が全国各地で大きな課題となっている。

栃木市の上下水道も例外ではなく、今後、市民生活を守るとともに安定的に事業を継続させていくため、適正な水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料について審議を行った。

2 水道料金の見直しについて

(1) 水道事業の現状と課題

栃木市水道事業の経営状況は、平成27年の料金改定により給水収益は減少し、激変緩和措置が終了した令和元年度以降、1^mあたりの給水収益の単価（供給単価）よりも、1^mあたりの水道水を作り出す原価（給水原価）が大きくなり、水道料金で賄うべき費用を賄えていない厳しい状況が続いている。また、有収率が栃木県内でも低く、老朽管からの漏水が多いことから、有収率の向上は早急な課題である。有収率の向上のためには、老朽管の更新工事が必要であり、さらに安定した水道水の供給のために、浄水施設の設備更新が行われており、この更新工事のため、毎年多額の現金が支出されていることから、資金の減少が目立っている。平成27年度に37億円あった資金は、令和3年度には、21億円まで減り、このままの状況では、令和8年度には、資金はマイナスとなり、事業継続が困難となる見込みが示された。

そのため、今後継続して健全な事業運営を行うため水道事業体として経費削減に努めることはもちろんであるが、現在の水道料金の水準は、利用者が負担する額として適正なものであるのか、また、更新工事の額は、現在の経営状況に見合っているのか、慎重に議論を進めてきた。

(2) 適正な供給単価

適正な供給単価の算定にあたっては、算定期間を令和5年度から令和9年度の5年間とし、総括原価方式により算出を行うこととした。

総括原価方式では、水道料金で賄うべき費用として維持管理費と利息に、資産維持費（建設当時と比較して物価上昇や施工環境の悪化等による費用の増大に対応するための費用）を加えることとなる。将来維持すべき資産に資産維持率をかけて算出したものが資産維持費であるが、公益社団法人日本水道協会策定の水道料金算定要領により示されている標準の資産維持率「3%」で資産維持費を算出すると、利用者の負担が急増することから、算定期間最終年度である令和9年度に目指すべき資金の額から必要な資産維持費、資産維持率を算出することとした。

また、老朽管や浄水施設の設備更新などの工事については、栃木市水道ビジョンによると年間16.4億円が予定されている。しかし、現状を考えると、これだけの工事を行うことは、経営状況に見合っていないことから、再度、必要な工事を精査することで、有収率の向上や安定した水道水の供給が行える工事の規模として、年間12億円とし、工事による現金支出を抑制する。

以上のことより、適正な供給単価について議論を進めた結果、**令和9年度に資金が1年間の給水収益（約22億円）と同等となる供給単価141円/m³**が適切であると考えている。現在の供給単価128円/m³と比較すると10%程度高くなる。資金の保有額については、他の事業体でも1年間の給水収益に相当する額を基準としているところもある。また、災害等の緊急時の対応資金や現在のような急激な物価高騰時でも、水道事業内部に資金が保有されていることで、安定した事業運営が可能となることから、まずは、1年間の給水収益に相当する資金を保有することを目指し、経営基盤の強化を図るべきである。

(3) 水道料金体系

ア 基本水量について

現在の水道料金は、基本料金に5m³の基本水量が含まれているが、前回料金改定時の答申には、「公平性を高め、節水意識の向上にもつながるため、将来的には、基本水量制を廃止することが望ましい」旨の内容が含まれている。

また、近年、水道料金の見直しを行っている他の事業体では、基本水量内の利用者負担の公平性を考え、「基本水量制」を撤廃した料金体系とするところが増えてきている。

以上のことを踏まえ、**基本水量制を廃止することが望ましい**と考える。

イ 基本料金と従量料金

人口減少、節水機器の普及により、水需要が減少傾向にある中で、安定した経営を行うためには、利用者全体の料金の底上げが必要と考える。また、大口利用者に過度な負担の増加を求めることは、地下水への切替や市外への移転にも繋がること、景気変動により水道料金収入に大きな影響があることから、大口利用者の値上げ幅については、配慮すべきである。

以上のことを踏まえ、本委員会で議論した結果、次に示す料金体系が望ましいと考える。

(税抜)

口径	基本料金	従量料金(1 m ³ につき)				
		1~10 m ³	11~35 m ³	36~100 m ³	101~1,000 m ³	1,001 m ³ 以上
13 mm	950 円	35 円	110 円	130 円	160 円	180 円
20 mm	1,200 円					
25 mm	1,500 円					
30 mm	3,000 円					
40 mm	5,000 円					
50 mm	9,000 円					
75 mm	20,000 円					
100 mm	36,000 円					
150mm 以上	管理者が定める額					

3 下水道使用料の見直しについて

(1) 下水道事業の現状と課題

栃木市下水道事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業の2つの事業により成り立っている。

公共下水道事業は、公共用水域の保全、公衆衛生の向上、都市の健全発達のため、主に市街化区域において下水道の整備が進められてきたが、多額の整備費に対する財源として企業債が発行されている。企業債の元金償還金については、現在、約16億円の返済が行われているが、利益や内部留保資金では賄いきれず、不足分については、赤字補てんである基準外繰入金に頼っている状況である。基準外繰入金は、公共下水道を利用していない市民の税金も投入されていることから、市民負担の公平性の観点より、削減に努めるべきである。

農業集落排水事業は、維持管理費を使用料収入で賄い切れていない上に、企業債の元金償還金による支出が多く、公共下水道事業同様、基準外繰入金に頼っての経営が続いている。また、農業集落排水施設使用料は、地域ごとに異なる使用料設定や体系となっている。

公共下水道事業については、基準外繰入金を削減して、安定した経営を行うか、農業集落排水事業については、現在、地域ごとに異なる使用料設定や体系をどのように見直すか議論を進めてきた。

(2) 適正な使用料単価

算定期間を令和5年度から令和9年度の5年間とし、この算定期間内にどれだけの基準外繰入金を削減していくか、いくらまで現金を保有していくか議論を行った結果、次に示す使用料単価が適正であると考えられる。

公共下水道事業については、国の示す最低限使用者が負担すべき使用料単価150円/㎡とすることで、早期に基準外繰入金を削減し、令和9年度には、現金保有額が1年間の使用料収入に近づく額となり、災害時の緊急対応や急激な物価高騰に対応するための資金が確保できてくる。

農業集落排水事業は、大平地域、西方地域の処理区域が公共下水道に接続を予定していることや、生活排水処理負担の公平性を考えると、公共下水道事業と同じ使用料にすることで、市内の使用料を統一することが望ましいと考える。

(3) 下水道使用料体系

ア 基本水量について

現在の下水道使用料の基本料金には、基本水量10㎡を含んだものになっている。最近の下水道使用料制度の国の方針によると、基本水量内での利用者間の負担の公平性を考慮し、基本水量なしでの基本使用料制と従量使用料制の組み合わせとすべきと示されている。また、水道料金が基本水量制を廃止することを考慮すると、下水道使用料についても基本水量制を廃止することで、水道料金の考え方と統一がとれるとともに、使用者の負担の公平性が図られる。

イ 基本料金と従量料金

水道事業と同様に、経営の安定化を図るためには、利用者全体の使用料の底上げが必要と考える。また、国の方針によれば、使用量が多い水量区分の使用料単価を汚水処理原価に近づけるべきとされており、大口利用者の単価を高くし、過度な負担を強いることは、市外への移転や自己処理施設の導入、景気動向によって有収水量が大きく左右され、経営の不安定化につながるおそれがあると示されている。このことから、使用水量の多い水量区分の単価を150円に近づけることが望ましいと考える。

また、公衆浴場用の料金については、現在、対象となる施設はないが、今後、下水道へ接続する可能性もあることから、一般との整合性を図るためにも、現行よりも10%値上げした料金が妥当である。

以上のことを踏まえ、本委員会で議論した結果、次に示す使用料体系が望ましいと考える。

(税抜)

種別	基本料金	従量料金(1 m ³ につき)		
		1~10 m ³	11~100 m ³	101 m ³ 以上
一般	1,200 円	20 円	140 円	190 円
公衆浴場用	200 m ³ 以下	201 m ³ 以上		
	11,000 円	55 円		

ウ 地下水使用者の下水道使用料算定

地下水使用者の下水道使用料算定にあたっては、人頭制の料金体系により1人7m³の認定水量により算定している。

全国的な使用水量、本市の使用水量をもとに1人あたりの月使用水量を算出したところ、1人9m³となった。

以上のことより、1人あたりの認定水量を9m³とし、次に示す算定表が望ましいと考える。

(税抜)

人数(人)	1	2	3	4	5
認定水量	9m ³	18m ³	27m ³	36m ³	45m ³
使用料	1,308 円	2,520 円	3,780 円	5,040 円	6,300 円

4 その他

(1) 口座振替割引制度の廃止について

現在、口座振替により水道料金を納めている利用者は、納付書の郵送代がかからないことから、口座振替の際は、50円の割引を行っている。しかし、最近では、口座振替に対する銀行への手数料が発生し、納付書郵送代と口座振替に関する経費の差が50円より小さくなってきた。また、県内の口座割引の実施状況、下水道使用料のみ口座振替をしている利用者は割引がないことを考えると、口座振替割引制度は廃止すべきである。ただし、口座振替については、上下水道事業が負担する経費が他の支払方法よりも少ないことから、口座振替での支払い方法は推進すべきであり、その施策を検討すべきである。

(2) その他の意見

今回、水道料金等を見直すにあたり令和3年度から検討を重ねてきたが、本委員会開催の間に、電気料などの物価上昇が著しい状況となった。この物価上昇は、今後の見込みが不確定なものであることから、供給単価、使用料単価を算定するにあたっては、物価上昇分は考慮しないこととした。しかし、今後も現状の物価高やさらなる上昇、その他社会情勢の変化に伴い、経営の安定化が懸念される場合は、算定期間である令和9年度を待たずして、見直しを検討すべきである。

また、水道料金等を見直す場合は、利用者に理解されるよう、積極的に広報に努め、上下水道事業者として説明責任を十分に果たすよう、切に要望する。

水道料金 料金体系との比較

【現行】

(税抜)

口径	基本料金	超過料金(1 m ³ につき)				
	(水量 5 m ³ まで)	6~10 m ³	11~50 m ³	51~100 m ³	101~500 m ³	501 m ³ 以上
13 mm	875	40	105	125	150	170
20 mm	1,025					
25 mm	1,350					
30 mm	2,750					
40 mm	4,700					
50 mm	8,050					
75 mm	17,500					
100 mm	32,500					
150mm 以上	管理者が定める額					



【答申】

(税抜)

口径	基本料金	従量料金(1 m ³ につき)				
		1~10 m ³	11~35 m ³	36~100 m ³	101~1,000 m ³	1,001 m ³ 以上
13 mm	950	35	110	130	160	180
20 mm	1,200					
25 mm	1,500					
30 mm	3,000					
40 mm	5,000					
50 mm	9,000					
75 mm	20,000					
100 mm	36,000					
150mm 以上	管理者が定める額					

下水道使用料 使用料体系の比較

【現行】

公共下水道・西方農業集落排水 (税抜)

種別	基本料金	従量料金(1 m ³ につき)			
		1～10 m ³	11～30 m ³	31～50 m ³	51～100 m ³
一般	1,166	127	136	146	187
公衆浴 場用	200 m ³ 以下	201 m ³ 以上			
	10,000 円	50 円			

大平農業集落排水 (税抜)

人数(人)	1	2	3	4	5
認定水量	7 m ³	14 m ³	21 m ³	28 m ³	35 m ³
使用料	1,166	1,674	2,563	3,452	4,386

藤岡農業集落排水 (税抜)

基本料金(1世帯当たり)	2,700
人員割料金(1人当たり)	500



【答申】

(税抜)

種別	基本料金	従量料金(1 m ³ につき)		
		1～10 m ³	11～100 m ³	101 m ³ 以上
一般	1,200	20	140	190
公衆浴 場用	200 m ³ 以下	201 m ³ 以上		
	11,000 円	55 円		

地下水使用者の下水道使用料

【現行】

(税抜)

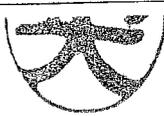
人数(人)	1	2	3	4	5
認定水量	7 m ³	14 m ³	21 m ³	28 m ³	35 m ³
使用料	1,166	1,674	2,563	3,452	4,386



【答申】

(税抜)

人数(人)	1	2	3	4	5
認定水量	9 m ³	18 m ³	27 m ³	36 m ³	45 m ³
使用料	1,380	2,520	3,780	5,040	6,300



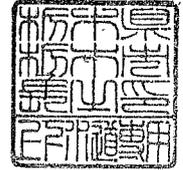
栃市上総第53号

令和4年7月14日

栃木市上下水道事業調査委員会

委員長 児玉 博昭 様

栃木市長 大川 秀



諮 問 書

栃木市上下水道事業調査委員会条例（平成22年栃木市条例第230号）第2条の規定により、下記の諮問事項について貴委員会の意見を求めます。

記

〔諮問事項〕

水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料の見直しについて

〔諮問の趣旨〕

栃木市上下水道事業は、安全・安心な水の安定供給、生活環境の改善、公共用水域の水質保全など、地域住民にとって欠かすことができない重要な生活基盤として整備されてきました。

しかし、近年では人口減少及び節水機器の普及等により事業収益が減少し、経営環境が厳しくなっていく中、水道事業では、老朽施設の漏水事故による大規模断水等、老朽化施設の更新が全国でも大きな問題となっております。

老朽化施設の対応については、本市の水道事業も同様であり、水道ビジョンに基づき、「安全な水道」「強靱な水道」「持続可能な経営」の3つの目指すべき方向のもと、施設の統廃合、耐震化、老朽化施設の更新等を予定しておりますが、多額の整備費用に対する財源の確保が課題となっております。

下水道事業では、令和2年度末の整備率は約68.7%であり、今後も整備拡大を予定しておりますが、令和14年度からは、耐用年数を迎える管渠が発生してくることから、新規整備から更新へ移行する転換期が迫っております。また、公営企業は独立採算制を基本原則としておりますが、使用料収入だけでは事業運営できず、一般会計から繰入金に頼っての経営が続いている現状です。

このような状況を踏まえ、安定した経営基盤の基、将来にわたり持続可能な上下水道サービスを提供するとともに、災害に強いまちづくりを目指すため、水道料金、下水道使用料等の見直しについて、貴委員会のご意見を賜りたく諮問いたします。

上下水道事業調査委員会委員名簿

	氏 名	備 考	
委員長	児玉 博昭	学識経験者	
副委員長	湯川 晴美	学識経験者	
委員	大栗 利夫	栃木中央地域会議	
委員	増山 由美	栃木東部地域会議	
委員	門沢 イミ子	栃木西部地域会議	
委員	和久井 賢司	大平地域会議	
委員	進上 一巳	藤岡地域会議	
委員	篠崎 正美	都賀地域会議	
委員	山ノ井 一男	西方地域会議	
委員	深津 智子	岩舟地域会議	
委員	池澤 佐知子	栃木市女性団体連絡協議会	
委員	小木 ナヲ	栃木市消費生活友の会	
委員	永田 武志 坂東 一敏	栃木市議会	R4. 5. 22まで R4. 5. 23から
委員	森戸 雅孝 市村 隆	栃木市議会	R4. 5. 22まで R4. 5. 23から

審 議 過 程

区分	日時・場所	審 議 事 項
第1回	令和3年11月5日(金) キョクトウ蔵の街楽習館 4階 講義室	<ul style="list-style-type: none"> ・調査委員会の進め方 ・水道事業の概要 ・下水道事業の概要 ・上下水道事業の経営状況
第2回	令和4年7月14日(木) 上下水道局庁舎 管理棟 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料の諮問 ・今後のスケジュール ・上下水道料金のあり方
第3回	令和4年9月15日(木) 上下水道局庁舎 管理棟 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の供給単価、下水道事業の使用料単価の検討
第4回	令和4年11月14日(月) 上下水道局庁舎 管理棟 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金体系、下水道使用料体系の検討
第5回	令和5年 1月19日(木) 上下水道局庁舎 管理棟 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申について

○栃木市上下水道事業調査委員会条例

平成22年3月29日

条例第230号

改正 平成26年2月25日条例第14号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、上下水道事業等について審議するため、市長の附属機関として栃木市上下水道事業調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 上下水道事業の計画に関する調査検討
- (2) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の改定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業及び農業集落排水事業に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 市長が必要と認める者

(平26条例14・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

- 2 議長は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員の3分の2以上から会議に付すべき事項を示して、委員会の招集の請求があるときは、速やかにこれを招集しなければならない。

(専門委員会)

第7条 委員会は、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、委員会の委員のうちから選任された者をもって組織する。
- 3 専門委員会は、当該専門委員会に付託された事項に関し、審議し、これを委員会に報告するものとする。

(委員以外の調査研究)

第8条 委員会において必要と認めるときは、委員長は、委員以外の者に調査又は研究を委嘱することができる。

(答申)

第9条 委員会の決定は、委員長が市長に答申するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月29日から施行する。

(任期の特例)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成26年条例第14号)

この条例は、平成26年4月5日から施行する。